

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月15日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第10号

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道旅客運賃条例施行規程の一部を次のように改正する。

第22条第2項第2号中「旅客」の右に「(児童福祉法第6条に規定する保護者を除く。)」を加える。

第26条第1項第4号中「一人」を「1人」に改め、「幼保連携型認定こども園」を「幼保連携型認定こども園」に改める。

第38条第1項を次のように改める。

第38条 第41条第2項各号に掲げる証明書等、第45条第2項に定める書類及び証明書又は旅客運賃割引証は、次の各号の一に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを旅客が使用した場合
- (2) 記載事項を塗り消し、又は改変したものを旅客が使用した場合
- (3) 有効期間を経過したものを旅客が使用した場合
- (4) 使用資格を失った者が使用した場合
- (5) 記名人以外の者が使用した場合

第44条第3項中「第2号様式の」を「京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程第37条第3項に定める」に改める。

第69条第1項第3号中「掲げるの」を「掲げる」に改める。

第76条中「特定割引普通券及び回数券等」を「特定割引普通券、回数券等及び団体券」に改める。

第121条中第2号を第3号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 刃物

第122条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 刃物については、他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたもの  
第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第44条関係） 削除

第10号様式第2項を次のように改める。

2 機械により発行するもの

(1) 学生団体券

京都府交通局 学生団体乗車券

団体名 \_\_\_\_\_ 様

乗車日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

乗車区間 \_\_\_\_\_ → \_\_\_\_\_

大人	人	取扱者印
小児	人	
無賃乗車人員	人	
合計	人	
割引率	%	

領収金額 \_\_\_\_\_ 円

№ \_\_\_\_\_ 年 月 日 発行

(2) 普通団体券

京都府交通局 普通団体乗車券

団体名 \_\_\_\_\_ 様

乗車日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

乗車区間 \_\_\_\_\_ → \_\_\_\_\_

大人	人	取扱者印
小児	人	
無賃乗車人員	人	
合計	人	
割引率	%	

領収金額 \_\_\_\_\_ 円

№ \_\_\_\_\_ 年 月 日 発行

備考 縦5.6センチメートル，横11.9センチメートルとする。

附 則

この規程は，平成31年3月16日から施行する。ただし，第121条及び第122条の規定は，平成31年4月1日から施行する。

(交通局営業推進室)